

「輝・友の会」会則

(目的)

第1条 公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という）は、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「ホーム」という。）に関心のある方に対して、継続的にホームの情報を提供する目的で「輝・友の会」を設置・運営します。

(入会資格)

第2条 輝・友の会会員（以下、「会員」という）は、本会の目的に賛同し、ホームの入居に関心のある個人とします。

(入会の手続き・入会制限)

第3条 入会希望者は、本会則の内容を承諾した上で、所定の申込書に必要事項を記入し、本協会に申し込むものとします。なお、第1条の「目的」に合致しない方（業務上の目的による法人や営利目的での個人の入会等）のご入会はお断りさせていただきます。

2 本協会は、前項の申込を完了した入会希望者に対して、入会確認書を発行します。

(会費)

第4条 入会金および会費は無料です。

(会員の特典)

第5条 会員は、以下の特典を受けることができます。

- (1) 情報誌「輝・ニュース」(年4回(3/6/9/12月)発行)の進呈
- (2) 地域で開催される、本協会が関わるセミナー・イベント等のご案内
- (3) 本協会に登録しているホームの体験入居券| (年1回体験入居券|券5枚を送付)
※券|の有無、券|率はホームにより異なります。
- (4) 会員が希望する本協会登録ホームのパンフレットの送付
1人あたり年10ホームまで [毎年度ごと(4月~3月)]

(申込事項の変更等)

第6条 会員は、住所、氏名、電話番号など入会時の申込事項に変更があった場合は、速やかに本協会にその内容を届け出るものとします。

(会員資格の継続・退会等)

第7条 退会を希望する会員は、電話・文書等で退会の意思を本協会に伝えるものとします。なお、退会の事務手続きは一定の期間を要するため、退会の申し出後も一定期間情報の提供が行われる場合があります。

(個人情報の取り扱い)

第8条 本協会は、会員の個人情報については個人情報保護法を遵守し、かつ本協会が定めた個人情報保護方針及び個人情報保護規程等に基づいて個人情報を取り扱い、その管理と利用を適切に行います。

2 会員から取得する個人情報の内容は、本協会が公表する「個人情報一覧表」の「個人情報の内容」に記載した事項のうち次のものとします。

- ①氏名、②性別、③年齢、④住所、⑤電話番号、⑥FAX番号、⑦メールアドレス

- 3 本協会は、前項の個人情報を、本協会が公表する「個人情報一覧表」の「利用目的」に記載した次の利用目的で利用します。
- (1) 入居希望者向けセミナー、イベントの開催案内等の送付
 - (2) 協会出版物の送付
 - (3) 本協会が実施する各種アンケート調査・匿名化した上での統計分析
- 4 本協会は、前項の送付に際して、適切な契約関係にある第三者に対し、発送作業の委託を行う場合があります。
- 5 第3項以外の利用として、本協会会員事業者の登録ホームのダイレクトメールを、当該ホームから直接送付する場合があります。この場合、以下に定めるとおりとします。
- ①送付されるダイレクトメールについて、あらかじめ個別ホームや地域の特定を行うことはできません。
 - ②ダイレクトメールの発送作業はすべて本協会事務所内で行うため、外部への名簿の持ち出しは行いません。
 - ③本協会の名簿を利用した送付であることが分かるよう、宛名シールの下部に本協会名を付すものとします。
- 6 本協会は、会員からの個人情報の開示、訂正、追加、削除、消去、第三者への提供禁止の請求がある場合は、個人情報保護規程の規定に従って適切に対応します。
- 7 本協会は、会員が退会又は会員資格を失効した場合は、前項の規定による請求の有無にかかわらず、遅滞なく、当該会員の個人情報を個人情報保護規程の規定に従って適切に廃棄します。

(禁止行為)

第9条 会員は、輝・友の会において得た情報を営利目的または公序良俗・法令に反する用途で利用はできません。

(退会)

第10条 会員が下記事項に該当すると本協会が認めた場合、予告なく退会の手続きをとらせていただくことがあります。

- (1) 各種送付物等が宛先不明で返送されたとき。
- (2) 第2条の入会資格を偽って入会したとき
- (3) 会員が第9条に該当する行為を行ったとき。
- (4) その他、輝・友の会の運営上支障を生じると本協会が判断したとき。

(その他)

第11条 本協会は本会則の内容等を変更し、輝・友の会のサービスを停止または廃止することがあります。この場合、会員への通知後2週間以内に会員から退会の意思表示がない場合は、本会則変更等に対する同意があったものとみなします。

2. 会員への情報提供の遅延・未達による一切の損害に対して、本協会は責任を負いません。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附則

1. 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
2. 本規則の改正は、平成26年11月1日から施行する。
3. 本規則の改正は、平成29年6月1日から施行する。